

決済の多様化と金融規制の将来像

- 金融環境の変化とリスクへの公共政策的対応のあり方 -

調査部 副主任研究員 河村 小百合

目 次

- . 金融規制によるリスク対応の方向性の全体的な考え方
 - (1) はじめに
 - (2) 金融業の本質
 - (3) 近年の金融環境の変化
 - (4) 金融業に対する今後の公共政策的対応のあり方の全体的な方向性

- . 決済機能のミクロ面における規制の将来像
 - 1 . 決済機能面における金融環境の変化と公共政策的対応の考え方

 - 2 . 主要国および国際機関における対応
 - (1) 電子資金取引一般への対応
 - (2) 電子マネーへの対応

 - 3 . 既存の電子資金取引に対するわが国の対応と問題点
 - (1) 消費者保護
 - (2) 事故・障害等の際の損失の配分

 - 4 . わが国において今後望まれる対応
 - (1) 消費者保護
 - (2) 事故・障害等の際の損失の配分

要 約

1. 1997年秋、わが国は金融システムの未曾有の危機を経験した。他方で、近年、金融業の果たす基本的な機能である決済機能を将来的に大きく変革する可能性を秘める電子マネーの実用化に向けた実験が内外で活発化するなど、金融業や金融システムを取り巻く環境は大きく変化しつつある。本稿では、まず、金融業の果たす本質的な機能や、激変する金融環境の下における、金融システムに対する公共政策（規制）のあり方の全体像を検討したうえで、決済機能のミクロ面における事後的な規制としての公共政策的対応のあり方に焦点を絞り、消費者保護や、事故・障害等の際の損失の公正かつ公平な配分といった側面からの、わが国における今後望まれる対応のあり方を探ることとする。
2. 金融システムは、社会の中で、いわゆる金融仲介機能と決済機能という、2つの重要な機能を果たしている。これは金融環境の変化の前後を通じて不変であり、この点から金融システムの帯びる強い公共的使命が導かれる。この両者には必ずリスク負担という行為が伴っているが、このリスク負担こそが金融業の本質と考えることができよう。リスク負担が必ず随伴する以上、金融システムにおいて、本来、損失の発生は不可避なはずではあるが、金融システムは強い公共的使命を帯びているため、その安定性をいかに確保するかが、従来からの最優先の命題であった。こうした課題に対して、従来は、当局が様々な規制をかけることにより、リスクの顕現化自体を主として競争制限的規制によって事前的に抑制する、という方法によって、安定性を確保するアプローチが採られてきた。しかしながら、近年の金融環境の変化によってすべてが一変した。金融技術革新の絶えざる進展を原動力に、金融のグローバル化、自由化が進展し、金融システムの包含するリスクも量的、ならびに内容的に、大きく変化するに至ったのである。
3. こうした金融環境の下においては、もはや、当局の規制によってリスクの顕現化を事前的に抑制することは難しい。金融システムの帯びる強い公共的使命に起因する安定性への強い要請が不変であることからすれば、今後の金融業ないし金融システムに対する公共政策、すなわち規制のあり方としては、ある程度のリスクの顕現化を前提としたうえで、その損失を首尾よく吸収し、かつその負担を公平かつ公正に分配することに焦点を絞るべきであると考えられる。
4. 金融業の果たす機能のうちの決済機能のミクロ面に焦点を絞ってみると、今後は、電子マネーに代表されるような金融技術革新の進展を映じ、決済機能の分散化が進むことが変化の潮流の方向であることはほぼ確実である。今後はむしろ、そうしたリスク顕現化の可能性をゼロに抑える

ことは事実上難しいという前提の下に、万一リスクが顕現化した場合の損失の負担を、決済機能提供者側とユーザー側との間で、どのように公平かつ公正に分配するか、決済機能提供者側に対して、情報や交渉力の面で本質的に弱い立場に立たざるを得ないとみられる消費者がユーザーである場合の保護をいかに確立するか、という2点に重点を移すべきであろう。

5. アメリカをはじめとする諸外国や国際機関においては、こうした認識から、すでに、既存の電子資金取引一般に関して、具体的には「50ドル・ルール」や「マネー・バック・ギャランティー」等の採用の形で実際に制度的な手当が進められ、その基礎のうえで新たな電子マネー等への対応が検討されているのに対して、わが国においては、既存の電子資金取引一般そのものへの対応自体が相当に遅れているのが実情である。従来と同様の手法では、金融環境の変化に対応した消費者保護の充実や、あり得べき損失の公平かつ公正な配分という、公共政策上の必要性に対応することは難しい。これからの時代に必要な金融規制の意義を踏まえれば、消費者保護の面からの無権限使用の際の損失の分担、損失の公平かつ公正な配分の観点からの、通信事業者等の責任負担の再検討をも含めた事故・障害の際の損失の配分等の点に関し、既存の電子資金取引手段等への対応の見直し等も含める形での、新規立法による手当を基礎とする新たなルール作りを行うことが望ましいと考えられる。

・金融規制によるリスク対応の方向性の全体的な考え方

(1)はじめに

1997年秋、わが国は、金融システムの未曾有の動揺を経験した。わが国においても従来、いわゆる「護送船団行政」の下で、金融機関の「不倒神話」が広く信じられていたわけであるが、今回、大手金融機関の破綻が相次いだことで、そうした信認は根本から揺らぎ、金融システムを取り巻く環境が大きく変化していることを、われわれに印象づけるところとなった。

他方、内外各地で、電子マネーの実用化に向けた実験が繰り広げられるようになっている。また、パソコンやインターネットの普及により、個人間でも電子メールのやりとりが一般化し、企業間では電子商取引（EDI：Electronic Data Interchange）の実用化に向けての取り組みが進められるなど、情報通信に関する技術革新の進展の成果は、「情報」に関する流れをすでに大きく変えるに至っており、これは、次なる段階としての「資金」の流れ、すなわち、われわれのごく日常的な金融取引の手段、態様を大きく変える一歩手前のところにまで既に到達していることを意味すると考えられる。

このように、金融システムや金融取引をめぐる環境が、情報通信技術革新の進展等を受けて大きく変貌するなかで、確実に不変であると言えるのは、金融業ないし金融システム

の担う使命の公共性であろう。すなわち、金融業ないし金融システムは、しばしば人体内において血液が果たす役割にも例えられるように、一国の経済活動全般が円滑に機能するうえで必要不可欠な役割を担っており、その際、安定性が求められる点は従来と不変であると考えられる。

そこで本稿では、まず、激変する金融環境の下における、金融システムに対する公共政策のあり方、換言すれば金融業に対する規制全体的としての意義やあり方を検討する。そしてそのうえで、これまでのところ他において論じられる機会が比較的少ない、金融の果たす決済機能のミクロ面における事後的な規制としての公共政策的対応のあり方に焦点を絞り、消費者保護や、事故・障害等の際の損失の公正かつ公平な配分といった側面からの、わが国における今後望まれる対応のあり方を探ることとしたい。

(2)金融業の本質

金融業に対する公共政策運営上の関与のあり方、すなわち規制の将来像を検討するに当たり、まず、金融業がわれわれの経済社会において、いかなる機能を果たしているのか、また、その本質は何か、そして、近年の金融環境の変化は、その本質にいかなる影響を及ぼしているのか、そのうえで、金融業に対する規制の全体的な将来像はどうあるべきか、という順で考えてみよう。

金融業が、われわれの経済社会において果たす機能は、最も基本的には、とりわけ銀行が、そのバランス・シート上で果たしているものであるが、以下の2つに集約できると考えられる。すなわち、家計や事業法人から預金を受け入れ（銀行のバランス・シート上の「負債」勘定）、それを需資先への貸出や証券の保有に回す（同「資産」勘定）ことにより、効率的に貯蓄主体と投資主体を結びつけ、それによって資本の効率的配分を促進する制度的な枠組みを提供し（いわゆる「金融仲介機能」）、上述の預金を、振込、振替（注1）といった資金移転の際の手段、すなわち決済手段（「預金通貨」）として提供することにより、われわれの日常的な経済活動を支えるのに必要な決済の流れが維持できるような効率的なメカニズムを達成する（いわゆる「決済機能」）、という2つの機能である。なお、このうち金融仲介機能に関しては、上述のように銀行をその担い手とし、そのオン・バランス上で行う形態（いわゆる「間接金融」）のほか、貯蓄主体と投資主体とを市場において結合させる（同「直接金融」）形態も存在し、かつては前者が大宗を占めていたものの、主として1980年代入り後に進展した証券化を背景に、後者のウエートが高まる傾向をたどっている点に注意する必要がある。

最も基本的といえるこれらの機能は、後述の金融環境の変化の前後を通じて、その機能が発揮される具体的な形態には変化もみられ

るものの、機能そのものとしては不変であり、そのいずれもが一国の経済活動全般が円滑に行われるうえで必要不可欠なものであるという点から、金融業および金融システムが、強い公共的使命を帯びていることが導かれるわけである。

ここで重要なのは、金融業がこの2つの機能を果たすに当たっては、必ずリスクの負担という行為が伴っていることである。すなわち、金融仲介機能に関しては、銀行にとっては、これは信用供与の相手方である取引先に関する様々な情報を収集し、その信用度に対して客観的な決定を下し、リスクを負担することにほかならない（注2）。また、決済機能についても、現行の銀行経由での資金決済のメカニズムにおいては、銀行の決済業務処理上、一定レベルの効率性が要請されることから、資金を移転させるときに、一時的にせよ仮払いとなる時間が発生することが不可避の仕組みとなっているため、その間は銀行がその支払に関するリスクを負うことになるから（注3）である。このようにみると、リスク負担こそが金融業の本質と考えることができよう。

(3)近年の金融環境の変化

このように、金融業がその機能を果たすに当たって、リスク負担が必ず伴う以上、ごく自然に考えれば、金融システムにおいて、本来、リスクの顕現化としての損失の発生は、

(図表1) 公的当局による金融規制の従来の枠組みの考え方

規制の種類	具体的な施策の内容
事前規制	
競争制限的規制	参入規制、店舗規制 業務分野規制(長短金融の分離、銀行・信託の分離、銀行・証券の分離) 金利規制、商品規制 内外市場分断規制(為替管理)
健全性規制	自己資本比率規制、大口融資規制
当局による監督	金融機関検査・考査、モニタリング
事後規制(措置)	
セーフティ・ネットの構築	中央銀行貸出「最後の貸し手」機能 預金保険

(資料) 日本銀行金融研究所(1995)、堀内(1994)を参考に日本総合研究所作成。

(注) 本稿における「事前」「事後」の区別は、金融機関の経営破綻をメルクマールとしている。

ある程度の確率で不可避なことになるはずである。しかしながら、既述のように、金融システムは強い公共的使命を帯びているため、リスクの顕現化としての損失の発生をいかに回避し、安定性を確保するかが、従来から、金融業に対する公共政策運営上の最優先の命題であった。こうした課題に対して、従来は、当局が、金融業への参入や、活動に関する競争制限的な規制や健全性規制をかけることにより、リスクの顕現化自体を事前的に抑制し、安定性を確保する、というアプローチが採られてきたわけである(図表1)。

しかしながら、近年の金融環境の変化によってすべてが一変した。金融技術革新の絶えざる進展を原動力に、金融のグローバル化、自由化が進展し、金融市場や金融システムにおける「効率性」が飛躍的に向上した(注4)半面で、これと表裏一体の現象として、金融システムの包含するリスクが量的に増大した

ほか、質(内容)的にも多様化するに至ったのである(図表2)。具体的には、信用供与としての金融取引に基本的に随伴すると考えられる信用リスクのほかにも、金融技術革新の進展を映じた市場の発展により、マーケット・リスクや金利リスクが増大し、これらが明確に認識されるようになった。また、同じく金融技術革新の進展による、決済システムをはじめとする金融システム自体の複雑化、高度化を背景とするオペレーショナル・リスクの増大、また、金融技術革新の進展に法的な対応の枠組みの整備が追いついていかないこと等による法的リスクの問題等、いずれも最悪の場合には当該金融機関の存立にかかわる重大な損失という形で顕現化しかねない様々なリスクが生じており、明確に認識されるに至っているのである。

(4) 金融業に対する今後の公共政策的対応のあり方の全体的な方向性

(1) リスク顕現化が前提

こうした金融環境の下においては、もはや、当局の従来の事前規制、とりわけ競争制限的規制(参入規制、活動規制)を維持することによってリスクの顕現化を事前的に抑制しようとすることは、金融業にとって、安定性の確保と並んで追求すべき重要な目標の一つである効率性の維持に関して、これを金融技術革新の進展によって一段と向上させようという時代の潮流に逆行することになる。ま

(図表2) 金融機関の抱えるリスクの種類

信用リスク	取引相手が履行期およびそれ以降も債務全額を履行しないリスク。
流動性リスク	取引相手が、最終的には債務を履行できると考えられるものの、受け入れ難いほどの損失を被ることなくしては履行期到来時に債務を履行できないことから生じるリスク。
カントリー・リスク	借り手の母国の経済・社会・政治的環境に係るリスク。
移転リスク	借り手の債務が現地通貨建てとなっていない場合、借り手に特有の財務状況とは関わりなく、債務を表示する通貨が、借り手にとって入手不可能となるリスク。
マーケット・リスク	市場価格の変動によって、オンおよびオフ・バランスシートのポジションに損失が発生するリスク。為替リスクが好例。
金利リスク	金利が不利な方向に変動することによって銀行の財務状況が悪化するリスク。銀行の収益、および銀行の資産、負債、オフ・バランスシート商品の経済価値に影響。
金利改定リスク	銀行の資産、負債、オフ・バランスシート・ポジションの満期(固定金利の場合)ないし価格改定(変動金利の場合)のタイミングの不一致に起因するリスク。
イールドカーブ・リスク	イールドカーブの傾斜と形状の変化から発生するリスク。
ベシス・リスク	その他の面では金利改定に関する諸条件が同様である様々な商品について、受取金利と支払金利の変動の相関が不完全であることから発生するリスク。
オプションリティ	銀行の資産、負債、オフ・バランスシート・ポートフォリオの多くに明示的ないし潜在的に組み込まれているオプションに係るリスク。
オペレーショナル・リスク	システムの信頼性・完全性が著しく損なわれることに伴う損失の可能性から生じるリスク。セキュリティに関するものやシステムの設計・実現・維持管理に関するもの等が考えられ、実際には当該銀行の財務上の損失につながり得る。そのトリガーとしては、銀行の外部からのもの(例えばハッカーの侵入や顧客の誤用、自然災害等)や内部からのもの(行内スタッフの意図せざるミスや、権限逸脱、反倫理的ないし危険な業務遂行、といった不正等)が考えられるが、重大なケースでは、内部管理や企業統治の機能不全を伴う。
法的リスク	法律やルール、規則、あらかじめ定められた慣行に違反することや、これらを遵守しないことから、また、取引当事者間の法的な権利義務関係が確立されていない場合に生じるリスク。法律上の助言や書類作成が不適切ないし不正確であったために、予想に反して資産価値が低くなったり負債額が大きいたことが判明するというリスクや、法律改正にかかわるリスクも含まれる。
評判リスク	世間一般から、資金調達源や顧客の致命的喪失につながるような、重大な否定的評価を受けるリスク。銀行自身の行為(事務上のミス、関連する法令・規則に対する違反)のほか、第三者の行為(例えばシステムの誤用、違法行為、不正)によっても起こり得る。このリスクが高まると、他のリスク・カテゴリー、とくにオペレーショナル・リスクについてのリスク・エクスポージャー増大や問題の顕現化に直結する可能性がある。このリスクは、個別銀行にとつてのみならず、金融システム全体にとつても重要であり、例えば、世界的規模で活動する大手銀行にこのリスクが顕現化した場合の、極端なケースでは、金融システム全体のシステミックな機能停止につながる可能性もある。

(資料) Basle Committee on Banking Supervision(1997、1998)を参考に日本総合研究所作成。

た、こうした潮流に後押しされる形で、いわば「なし崩し」的に、これまで金融自由化(事前的・競争制限的規制の緩和)が進められてきているが、そうした中途半端ともいえる状況下では、リスクの顕現化としての損失の発生がもはや不可避になってきている点は、近年、わが国をも含めた主要国が経験した金融システム危機によって実証されたと言えるであろう。

金融環境のこのような激動の中にあっても、金融システムが強い公共的使命を帯びており、したがって、安定性を確保することが強く要請される点は不変である。したがって、金融環境の変化が進んだからといって、金融業や金融システムに対する公共政策的な関与の必要性が薄れるわけでは全くない。しかし、従来の「事前的・競争制限的規制によるリスク顕現化の回避」というスタンスが、すでに事

(図表3) 金融業に対する公共政策運営
(規制)上のスタンス転換に関する考え方

	政策運営上の		具体的な施策(規制)
	着眼点	具体的な目標	
従来	リスク顕現化(損失の発生)の回避		事前的規制(図表1参照) ・競争制限的規制 ・健全性規制 ・当局による監督
将来的な方向性	ある程度の確率でのリスク顕現化(損失の発生)を前提。		
	発生した損失を首尾よく吸収	システミック・リスクの回避	決済リスク管理対策 ・RTGS化 ・ランファルシー基準適格化
	損失カバーのための負担を公平かつ公正に配分。	金融機関のモラル・ハザード発生防止 消費者保護の充実	事前的・健全性規制 事前的・情報開示規制 当局による監督 決済リスク管理対策における市場規律の導入 ・ランファルシー基準適格化 ・日中コール市場育成 決済機能のミクロ面において、事故・障害等により損失が発生した際の負担の配分に関するルールの事前的な制定

(資料) 日本総合研究所作成。

実上無理になっていることに鑑みれば、公共政策運営上のスタンスを明確に転換する必要がある(図表3)。今後は具体的には、ある程度の確率をもって、リスクが顕現化する、すなわち損失が発生し得ることを前提に、その損失を首尾よく吸収することや、その損失をカバーするための負担を公平かつ公正に配分すること、により重点を置いて公共政策運営を行うべきであると考えられる。具体的には、システミック・リスクの回避、金融機関のモラル・ハザード発生防止、消費者保護の充実、が挙げられよう。

(ロ)システミック・リスクの回避

ある程度の確率をもって、リスクが顕現化する、言い換えれば損失が発生し得ることを前提とすれば、公共政策的対応としては、まず第一に、そうした損失が発生した場合、その影響が、決済システムを通じて金融システム全体に瞬時に拡大し、システム全体の機能麻痺を招来すること(すなわち「システミック・リスク」の顕現化)のないよう、短時間のうちに、何らかの形で首尾よくこれを吸収する仕組みを整えておくことが挙げられる。具体的には、決済システム運営上、決済リスク管理策(大口・少量型の中央銀行預金決済システム等におけるRTGS<即時グロス決済>化や、多量型の民間時点ネット決済システムにおけるランファルシー基準適格化、注5)を徹底することが必要である。

(ハ)金融機関のモラル・ハザード発生防止と消費者保護の充実(損失カバーのための負担の公平かつ公正な配分)

次に、そうした形で発生する損失をカバーするための負担を、最終的に誰に帰属させるのかという問題がある。

まず、マクロ的な金融システム運営(金融仲介機能、決済機能)の観点に立つと、既述のように、金融システムは強い公共性を帯びていることに鑑みれば、その運営上何らかの蹉跎が生じた際、これを無為に放置することは、一国の経済活動全般にきわめて大きな支

障を来すため、公共政策的な対応として現実的な選択肢ではない。それゆえ、中央銀行による最後の貸し手機能や、預金保険といった「セーフティ・ネット」が用意され、これまでも実際に発動されてきたわけである。しかしながら、公的当局によるこうした「セーフティ・ネット」の発動は、究極的には、中央銀行からの国庫への納付金の減少や、国庫からの預金保険への拠出といった形での国民負担の形で賄われざるを得ない性質のものであるにもかかわらず、将来的にあり得べきシステミック・リスク顕現化の形態や規模等がいかなるものとなるかを完全には予想し切れないために、セーフティ・ネット発動の条件や限度を、事前には明示しにくいのが現実である。ここで注意すべきは、金融システム全体が強い公共性を帯びているのと同時に、個々の金融機関には私企業としての側面もあるという点であり、そうであるからこそ金融機関はリスクを負担することによって自らも成長し、また国の経済成長全体にも貢献するものである点に鑑みれば、リスク顕現化の際の損失は、まず第一次的には各金融機関の自己資本、ないし株主によって負担されてしかるべきであることになる。それにもかかわらず、そうしたセーフティ・ネットを「当て」にして、各金融機関が不用意にハイリスク・ハイリターン型運用を積極化させる（金融仲介機能）、自己責任原則に立脚する決済リスク管理の対策を講じることを怠る（決済機能）

などの過度のリスク・テイクに走りかねない（すなわち「モラル・ハザード」の発生）、という問題が存在するのである。

ある程度の確率でのリスクの顕現化を前提とせざるを得ない今後の金融環境の下においては、損失カバーのための負担を公平かつ公正に分配することが必要であり、そのためには、公共性を強く帯びると同時に私企業でもある金融機関に、このモラル・ハザードが発生することを防止しなければならない。具体的には、金融仲介機能の面では、金融機関の健全性に係る事前的規制（例えば、リスクは自己資本の範囲で負担するという考え方に基づく、従来からの自己資本規律規制）や、当局による検査・考査（当局が金融機関に赴いて実施するという意味でのオンサイト・ベースのもの）、モニタリング（当局が金融機関に赴かずに実施するという意味でのオフサイト・ベースのもの）といった監督を、金融環境の変化を受けた時代の要請により即した形に洗練して、換言すれば市場規律を導入しつつ実施し、また、事前的規制の新たな形態として、情報開示規制を明示的に金融機関に課す必要があるといえよう（注6）。また、決済機能の面では、(□)で述べた決済リスク管理策の徹底に際して、中央銀行の「最後の貸し手」機能にいたずらに依存し過ぎることのないよう、民間時点ネット決済システムにおけるランファルシー基準の適格化（システミック・リスク顕現化の際の損失カバーは、基

本的には決済システム参加者の自己責任原則に基づいてなされるべきであるということ)や、RTGSシステムにおける、決済のための流動性の、決済システム参加者主体での供給の促進(例えば日中コール市場の育成等)といった形での、市場規律の導入が求められよう(注5)。

また、金融機関のモラル・ハザードは、金融機能のミクロ的な側面においても問題となり得よう。すなわち、今後は、上述のようなマクロ的なリスク顕現化の可能性の上昇と同様に、ミクロ的な個々の金融取引ないし決済におけるリスク顕現化の可能性も上昇するものと考えられる。なぜなら、金融業に対する公共政策運営上、事前的規制のうちの競争制限的規制の果たす役割のウエートが大きく後退せざるを得なくなるため、金融仲介機能の面では、従来にも増して多種多様な業者から、多種多様な金融商品が提供されることになり、また、決済機能の面でも同様に、従来よりも多種多様な業者によって、多種多様なサービスが提供されることになる、というのが今後の変化の潮流の方向性であろうからである。

ここで、そうした取引ないし決済におけるユーザーが消費者である場合を考えよう。金融機関と消費者との間には情報や交渉力の格差が存在するため、真に対等な関係のもとで契約を締結するという取引本来の前提が崩れている、という点は将来的にも変わりはないものと考えられる。したがって、今日、およ

び将来的な金融環境の下では、ミクロ的な個々の金融取引、決済においても、ある程度損失が発生することを前提に、そうした損失カバーのための負担を公平かつ公正に分配するべく、消費者保護を充実させることが公共政策運営上必要であり、さもなければ、金融機関側にモラル・ハザードが生じ、そうした損失を安易に消費者側に転嫁しかねない可能性があると言えよう。具体的には、まず金融仲介機能の面では、金融機関側に、その顧客たる消費者に対する事前的な情報開示規制を課すことや、決済機能の面では、電子マネーの発展等により、従来にも増して多様化が進み、その担う役割のシェアも大きくなると考えられる電子資金取引に関する、損失発生の際の責任負担等に係る基本ルールを事前に策定すること、といった公共政策的な対応が求められよう。

なお、決済機能のユーザーが企業等の場合には、消費者の場合ほどには、情報や交渉力の格差は存在しないため、真に対等な関係のもとで契約を締結するという取引本来の前提が崩れているとは考えられず、こうした意味での保護の必要性は薄いといえよう。しかしながら、金融の決済機能の側面について、その担い手やサービスの多様化を映じて、何らかの事故や障害により、損失が発生する確率が上昇することが今後の潮流であろう点に鑑みると、その損失カバーのための負担を、ユーザーと決済機能提供者(金融機関に限らず

通信回線の提供者等も含む)との間でどのように分配するかに関する公平かつ公正なルールが存在しなければ、サービス提供者である金融機関側にやはりモラル・ハザードが発生し、結果的に企業等のユーザー側に転嫁される損失が多発して、金融システム全体としての安定性が脅かされることになる。通信回線の提供者にどこまで損害賠償責任を負わせるかは確かに難しい問題であり、それゆえ従来はこれらの業者に対しても、競争制限的な事前規制によって、リスクの顕現化としての損失の発生を極力抑制させ、これと抱き合わせの形で万一の損失発生の際の大幅な免責が認められてきたわけである(詳細後述)。しかしながら、今後は、そうしたサービスの担い手が多様化し、損失発生の可能性が上昇することを考えれば、同様なアプローチを維持することは、損失カバーのための負担の不公平な配分(ユーザー側への安易な転嫁)につながりかねない。したがって、事故や障害等による損失発生の際の、カバーのための負担の公平かつ公正なルールを事前に確定させておくことが、ユーザーが消費者の場合のみならず、企業等の場合も含めて、公共政策的な対応として必要になると考えられる。

(注1)「一般的に振込とは、依頼者が銀行に対して第三者の口座への入金記帳を依頼する取引である。また振替とは、依頼者が銀行に対して第三者の口座から自己の口座への預金の付け替えを依頼する取引である。両者は、預金口座の付け替えのイニシアティブを支払人がとるか受取人がとるかにより区別され

る」(金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会 1988)。

(注2)ただし、貯蓄主体と投資主体との結合が市場において行われる(証券化)場合には、投資主体から貯蓄主体へのリスクの移転が直接的に行われることになり、証券化に絡む金融機関は、基本的には、リスクの社会的な評価および配分(ないし転嫁)に関与することとなる。

(注3)たとえば、わが国の内国為替(国内顧客間での振込、振替等の円資金移転)の処理を担う全銀システムは、毎営業日の午後3時30分までにホスト・コンピューターを通過した支払指図を集中計算し(それ以降の分は翌営業日分の集中計算の対象に)、同日の午後5時の日銀の当座預金受払により決済するものであり、全世界における外為取引に係る円資金決済を担う外為円決済においても、同様に、毎営業日の午前9時~午後1時45分に入力された支払指図を集中計算し、同日の午後3時の日銀の当座預金受払により決済を行っている。このようないわゆる「時点ネット決済システム」は、わが国のみならず、他の主要国においても、多量型(1日に取り扱う決済の件数がきわめて多い)の民間決済システムにおいて一般的に採用されている方式である。そこでは、各取引の支払指図の入力から実際に決済が完了するまでの間は、各銀行がその支払に関するリスクを負うことになる(仕向側と被仕向側のいずれがリスクを負担するのは、事前に構築される担保制度等の内容次第)。現在、他の主要国では、日中のネットイングの実施等により、このリスクを軽減する方向での制度改革も進められているが、RTGS(即時グロス決済)方式にしない限り、日中の決済リスクをゼロにはできず、それがなお残る点には変わりはない。

(注4)例えば、デリバティブ取引が発展したことにより、各々の原資産取引に伴うリスクを細分化して、それを負担する意思のある者へ転嫁することが容易になったことから、金融市場における種々の原資産取引の価格形成において効率性が向上しているとみられる点や、決済システムのエレクトロニクス化、ネットワーク化、グローバル化が進展したことにより、決済業務処理上の効率性が大幅に向上した点等を指摘可能。

(注5)これらの点に関して詳しくは拙論(「決済リスク管理と今後の課題 - RTGSシステム下での日中流動性供給のあり方 - 」Japan Research Review

1997年11月号所収)参照。

(注6)この点に関しては翁(1997)を参照。

・ 決済機能のミクロ面における規制の将来像
金融業の本質とそれに対する公共政策運営、
すなわち規制の全体的なあり方に関する以上
のような認識を踏まえて、次に、他の場にお
いて論じられる機会が比較的少ないように見
受けられる、決済機能のミクロ的な側面にお
ける公共政策的な対応の将来的なあり方に焦
点を絞り検討することとしたい。

なお、金融業の金融仲介機能に関する将来
的な規制のありかたのうち事前的な規制の部
分については、現在、健全性規制としての自
己資本比率規制の将来的な運営のあり方や、
金融監督における新しいアプローチに関して、
アメリカなどを中心に、議論が進められつつ
ある状況にある(Greenspan<1998>、
Meyer<1998>、翁<1997>等)。また、決
済機能のマクロ的な側面からの、公共政策上
の事後的な対応のあり方については、すでに
拙論(注5)で詳細を論じているのでそちら
を参照されたい。

1. 決済機能面における金融環境の変化と公 共政策的対応の考え方

すでにみてきたように、金融技術革新の恩
恵を受ける形で、金融の基本的な機能の1つ
である決済機能の態様も、近年急速に変化し
つつある。その象徴的な例が、決済の電子化

による高度化や電子マネーの登場であろう。

こうした動きに伴い、決済機能の担い手の
多様化が進んでいる。従来、決済機能とは、
金融機関のうちの銀行(すなわち預金金融機
関)がほぼ専業として果たしてきた役割であ
ったが、最近ではこれに、クレジット・カー
ド会社等のノンバンクのほか、通信業や流通
業といった多様な業種が参入している。ここ
で重要なのは、こうした決済機能の多様化に
伴い、ユーザー側には、従来なかった様々な
利便性というメリットがもたらされ、社会全
体としての決済の効率性が向上したとみられ
る点に加え、こうした基調を維持するためには、
決済機能の提供側に対して基本的に競争
原理を維持することが政策運営上必要不可欠
であり、したがって、決済機能の態様自身や
その担い手の多様化という傾向は今後も続く
であろうということである。そうした状況下
における公共政策的な対応のあり方としては、
金融業の公共性が不変であるという観点から
すれば、決済機能遂行の過程において、軽々
にリスクが顕現化することのないようにする
ことももちろん最低限のレベルとしては必要
であるが、今後はむしろ、そうしたリスク顕
現化の可能性をゼロに抑えることは事実上難
しいという前提の下に、万一リスクが顕現
化した場合の損失の負担を、決済機能提供者
側とユーザー側との間で、どのように公平か
つ公正に分配するか、決済機能提供者側
に対して、情報や交渉力の面で本質的に弱い立

場に立たざるを得ないとみられる消費者がユーザーである場合の保護をいかに確立するか、という2点に重点を移すべきではないかと考えられる。

2. 主要国および国際機関における対応

わが国における今後の具体的な政策運営のあり方を考える前に、まず、他の主要国の状況をみてみよう。もっともオーソドックスな金融取引ないし決済の形態を紙ベースの取引とすると、決済機能の態様の多様化は、最近の電子マネーの登場に始まったことではなく、すでにATM等を用いた「電子資金取引」のかたちでみられてきたところであり、国によっては、こうした動きに対応した法制度がすでに整備され、近年ではそれを前提に、新たな決済の態様である電子マネー等への対応のあり方を探ろうとする動きがみられる。そこで本章では、主要国および国際機関において、まず、従来からの電子資金取引一般に関して、消費者保護や、ユーザーが企業等の場合も含めた事故・障害等の際の損失の配分に関して、いかなる対応が採られてきているかを概観し、そのうえで、現在発展途上にある電子マネーに関しては、いかなる対応が模索されているのかをみることにしたい。

(1) 電子資金取引一般への対応

これまでのところ、従来からの電子資金取引一般に関する法制度面での対応が最も進ん

でいるのはアメリカであり、その他の主要国や国際機関における対応をみても、アメリカにおける制度整備の状況に負っているところが大きいように見受けられる。

(1) 消費者保護

アメリカにおいては、まずリテールの分野における電子資金取引を規制するものとして、1980年に、連邦電子資金振替（EFT：Electronic Fund Transfer）法が施行された（図表4）。これは、連邦消費者信用保護法への追加という形をとっていることから明らかなように、消費者保護をその主たる目的としたものであり、紙ベースの取引を除き、いわゆる電子資金取引が包括的に規制の対象となるほか、その全てが強行規定（注7）である点が特徴的である。

具体的には、無権限取引が行われた際の、いわゆる「50ドル・ルール」（消費者がキャッシュ・カード等の紛失・盗難等の事実を知った後速やかに金融機関に通知すれば、消費者側の損失負担は50ドルに限定されるというもの。図表5）が規定されているほか、消費者の過失等に関する立証責任を金融責任側に負担させており、また、取引条件の開示や振替記録の交付、事前授權振替（例えば公共料金、クレジット・カード代金等の、定期的な振替等）手続、エラー解決手続を規定する、といった形でのきめ細かな消費者保護が図られている。また、事故・障害等の際の金融機

(図表4) EFT法制整備をめぐる主な論点と欧米主要国、国際機関における対応

主な論点	UNCITRALモデル法 (1992年採択)	アメリカ法制		イギリス銀行協会・住宅 金融組合協会・支払決済 サービス協会 グッドバンク準則(1994年)	欧州委員会 電子的支払手段による取引に おける発行者と保有者の関係 に関する勧告(1997年)
		連邦EFT法(1980年施行)	UCC 4 A (1989年採択)		
1. 対象範囲(*1)	ホールセール・リテール (紙ベースの取引を含む) 「振込」のみ対象。「振替」 は含まず。 国際間の資金取引 【第1条】	リテール(紙ベースの取 引を除き、包括的に規制 の対象) 「振込」「振替」とも対象。 国内の資金取引 【第903条】	ホールセール(紙ベース の取引を含む) 「振込」のみ対象。「振替」 は含まず。 国内の資金取引 【第104条】	リテール カードによる金融サービ ス	ホールセール・リテール(小切 手を除く) 金融機関により指図・実行さ れるものを除く、電子的支払 手段による資金移動 電子的支払手段による現金引 き落としならびに電子マネー 機器への価値充填・払い戻し (勧告)
2. 法的効力の程度(*2)	(モデル法)	全て強行規定	強行規定と任意規定が混在	付合契約	(勧告)
3. 当事者間の権利義務関係					
契約の成立時期	受信銀行(原注)が支払指 図を承諾した時点 【第7条】	規定なし	UNCITRALモデル法に 同じ【第402条】	規定なし	規定なし
4. 支払指図の撤回等					
瑕疵ある意思表示、 行為無能力	行為無能力による支払指 図の取消をすることがで きない【第12条】	規定なし	瑕疵ある意思表示による 送金指図は取り消しする 【第205条】	規定なし	規定なし
撤回、取消の時期	振込完了(被仕向銀行が 支払指図を承諾)の時点 (またはそれと完了させ るべき時点の、いずれか 遅い方)まで【第12条】	規定なし	受信銀行の同意があった 場合は支払指図の承諾後 でも解除可能【第211条】	規定なし	保有者は、指図が行われた時 に金額が確定していない場合 を除いて、電子的支払手段に よる指図は撤回しない
5. 無権限取引					
免責規定	受信銀行は「取引上合理 的な安全手続き」による 支払指図の認証をした場 合には免責され、顧客が 責任を負う【第5条】	規定なし	UNCITRALモデル法に 同じ。ただし利息の支払 に関しては任意 【第202条】	規定なし	規定なし
50ドル・ルール導入 問題	規定なし(消費者保護の 規定がないため)	50ドルルール【第909条】	規定なし	50ポンド・ルール【*3】	150ECU・ルール【*4】
6. 事故・障害により損害 が生じた場合の当事者間 の責任関係					
仕向銀行の責任	送金未着の際、利息を付 した振込資金について送 信人への返却義務を負う (マネー・バック・ギャラ ンティー)【第14条】	規定なし	UNCITRALモデル法に 同じ。ただし利息の支払 に関しては任意(マネー・ バック・ギャランティー) 【第402条】	-	「発行者の責任」の形で規定 【*5】
被仕向銀行の責任	承諾した支払指図により 資金を受取人に引き渡す 義務【第10条】	規定なし	承諾した支払指図により 資金を受取人に引き渡す 義務【第404条】	-	規定なし
通信業者の責任	規定なし	規定なし	「第三者の通信システム」 は発行人の代理人とみな し、被仕向銀行が受領し た支払指図の内容が原指 図と不一致の際は前者が 正しいとする【第206条】	規定なし	規定なし
損害賠償の範囲	銀行は遅延利息について のみ責任を負う(結果責 任は負わない)【第17条】	金融機関は ・自らの責により損害が 生じた場合はその全て について責任を負う ・天災等、ないし振替開 始の時点で消費者が認 識していた技術的な機 能不全により損害が生 じた場合は、何ら責任 は負わず ・自らの故意・過失のな い状態で善意(bona fide)エラーが生じた 結果起こった損害に関 しては、証明された現 実の損害について責任 を負う【第910条】	振込遅延や不完全履行 (振込が送信人の指示通 りに履行されず)の際、銀 行は送信人が被った利息 損失と資金振替に伴う費 用並びに弁護士費用を負 担する義務を負う 【第305条】	カード発行者の責任は、 誤って顧客の口座から引 き落とされた金額および それに伴う金利に限定。	不履行、あるいは不完全な履 行の金額、ならびに、もしあれ ばその利息 無権限の取引が行われる以前 の立場を保有者に回復させる の必要とされる金額 さらなる金銭上の結果損害、 とりわけ補償金が支払われ べき損害の範囲に関しては、 発行者と保有者との間で締結 された契約の準拠法に従い、 発行者が責任を負担。 (以上の規定はいずれも電 子マネー 除くデビット機能 には適用なし)
7. 証拠等					
立証責任	規定なし	金融機関側の挙証責任 【第909条】	規定なし	不正使用・重過失の存在 等の立証責任はカード発 行者側。	規定なし
8. その他の検討事項					
消費者保護	規定なし	取引条件の開示、振替記 録の交付、事前投機振替、 エラー解決手続を規定 【第905.906.907.908条】	規定なし	取引条件の開示、エラー 解決手続を規定	取引条件の開示を規定

(資料) (財)金融情報システムセンター(1994a,b) 住友信託銀行法務室(1985) 岩原伸作・藤下 徹(1992) Commission of the European Communities(1997)、FRB資料、大蔵省資料等を参考に日本総合研究所作成。

(原注) 国際間の振込では、送信人・仕向銀行・仕向銀行・仲介銀行・仲介銀行・被仕向銀行・被仕向銀行・受取人、といった各当事者間で、それぞれ支払指図が発信、受信されることになるが、これに着目した概念が送信人と受信銀行であり、相対的なものである。例えば、仕向銀行・仲介銀行間では、仕向銀行が送信人となり、仲介銀行が受信銀行となる。

(注*1) 「振込」「振替」の定義については、本文注1参照。

(注*2) 「強行規定」「任意規定」「付合契約」の意味については、本文注7参照。

(注*3) 「紛失・盗難等の通知をカード発行者が受ける前に生じた損害に対する顧客の責任は、上限を50ポンドに制限しなければならない」というもの。

(注*4) 「保有者は、届出の時まで、150ECU(注、約2万円)を超えない範囲まで電子的支払手段の紛失および盗難の結果生ずる損失を負担する」というもの。ただし電子マネー(保有者の口座にリモート・アクセスして価値を充填ないし払い戻すいわゆるデビット機能は除く)には適用されず。

(注*5) 電子マネーを除く、一般的な電子的支払手段による資金移動の場合、発行者は、取引が、発行者が使用のために認めたものではない機器等で始められたものでなければ、発行者が直接あるいは排他的に支配していない機器等で始められる場合であっても、保有者の取引の不履行あるいは不完全な履行について、発行者が保有者の口座を保持する際に、発行者の責に帰すべきエラー

ないし異常を伴うのみならず、保有者の権限によらない取引について、責任を負う。
電子マネーの場合(保有者の口座にリモート・アクセスして価値を充填ないし払い戻すいわゆるデビット機能は除く)発行者は、故障が保有者の故意もしくは事前に開示された使用方法への違反に起因しなかったことを前提として、損失あるいは不完全な履行が、使用が認められている機器等の故障に原因がある場合、充填された価値の損失金額および保有者の取引の不完全な履行について、保有者に対して責任を負う。

(図表5) アメリカ連邦EFT法における「50ドル・ルール」の内容

消費者がキャッシュ・カード等電子資金取引の利用手段の紛失、盗難を知った後、2営業日終了前にその旨の通知を金融機関へ行った場合には、消費者の損害負担額は50ドルに限定（50ドルと現実に発生した無権限取引額とのいずれか少ない方）され、それ以上の金額に対して消費者は責任を問われない。

2営業日終了後にこの通知を行った場合には、消費者の損害負担額は500ドルに限定（500ドルと現実に発生した無権限取引額とのいずれか少ない方）される。ただし、消費者が期間計算報告書の送付日から60日以内に同報告書に記載されている無権限取引について通知を行わなかった場合には、60日の満了後に発生した無権限取引について、消費者は無制限に責任を負う。

(資料)住友信託銀行法務室 1985 年を参考に日本総合研究所作成。

関の責任に関しては、金融機関の自らの責に帰すべき事由により損害が発生した場合は、金融機関はそのすべての損害に関する責任を負い、天災等、ないし振替開始時点で消費者が認知していた技術的な機能不全の事態に起因するものに関しては金融機関は何ら責任を負わず、金融機関自らの故意・過失がない状態で善意の (bona fide) エラーが生じた結果起こった損害に関しては、金融機関は「証明された現実の損害」について責任を負うことになっている。

なお、「50ドル・ルール」は、もともと、同国の消費者信用保護法の中の貸付真実法 (Truth in Lending Act) において定められている、クレジット・カード紛失の際の責任負担の配分方式であり、これが一般的な電子資金取引にも採用されたものである。50ドルという金額の根拠が明確に示されているわけではないが、アメリカでは一般にはこの金額は、消費者に対して紛失・盗難等に関する

注意を喚起するうえで、厳し過ぎず、また緩過ぎるわけでもない適当な金額であると受け止められており、制度の導入当初は反対の強かった金融機関も、現在ではこのルールを容認している。ただし、この制度の消費者側での悪用例も散見されることから、金融機関側では、カードによる1回の引き出し金額を制限するなどの自衛策を講じているケースも多くみられる。

この「50ドル・ルール」という責任分担方式は、当初はアメリカ独自の考え方であったが、その後同様の考え方が欧州諸国等にも拡大しつつある。すなわち、まずイギリスでは、クレジット・カードの盗難・紛失については、アメリカの「50ドル・ルール」類似のルール（消費者はその事実を通知した時点までに生じた損害についてのみ責任を負い、かつその限度は50ポンド）が1970年に立法化されている。一方、EFT一般に関しては、1990年に政府から、全ての支払カードに関しても、同様な保護を図るべく立法化を行っていくこと、消費者が操作するEFT機器の故障時の責任について、銀行が契約で免責条項を定めるべきではなく、政府としては、消費者に賠償がなされるように立法化を行っていくこと、といった点に関する公式見解が示された。しかしながら、立法化については、銀行業界からの異論もあり、現状では進展はみられない。もっとも、こうした動きを受けて、イギリス銀行協会、住宅金融組合協会、支払決済

サービス協会により、リテール・カードによる金融サービスに適用される自主行動準則としての「グッド・バンキング準則」が定められており（図表4）、上述の「50ポンド・ルール」や、立証責任の金融機関側への配分といった点での消費者保護が図られている。なお、金融機関側の損害賠償責任の範囲に関しては、結果責任を否定する点（カード発行者の責任は、誤って顧客の口座から引き落とされた金額およびそれに伴う金利に限定される）が明示されている。

このほか欧州においては、欧州委員会が、「電子的支払手段による取引における発行者と保有者の関係に関する勧告」を1997年7月に発表している。これは、その対象を明示的にリテール取引に限定せずに、従来から存在する電子的取引手段（クレジット・カードやデビット・カード等）のみならず、電子マネー（いわゆるICカード型とネットワーク型の双方）をも対象として、主として消費者保護の観点から事前の情報開示や発行者責任、紛争処理に関するガイドラインを提示するもので、加盟各国に対して、遅くとも98年末までに、電子的支払手段の発行者がこれに従って行動することを確保するよう求めている。この中ではやはり、アメリカの「50ドル・ルール」に類似した「150ECU・ルール」（カード保有者は、届出の時まで、150ECU＜約2万円＞を超えない範囲まで、電子的支払手段の紛失および盗難の結果生ずる損失を負担す

る）なる考え方が示されている。

(D)事故・障害等の際の損失の配分

アメリカにおいては、上述の消費者保護を目的とした電子資金振替法とは別に、ホールセール分野における資金取引に関して、当事者間の権利・義務関係の法的な明確化や関係当事者間の損失配分の明確化を企図して、1989年に統一商事法典（UCC：Uniform Commercial Code）に「第4A編」が追加の形で採択されている（図表4）。これは、全州で州法として採択することが推奨されるという性格のものであり、実際にも主要な州ですでに州法として採択されている。

上述のような、当事者間での権利・義務関係や損失配分の明確化を図る、という立法趣旨に鑑み、この法律の規定の中には強行規定と任意規定が混在しているが、その特徴としては、振込が完了しなかった場合には、仕向銀行は原則として振込依頼人へ振込資金を返還する義務を負うとした点（いわゆる「マネー・バック・ギャランティー」、強行規定、ただし利息の支払いは任意）、振込の遅延等に伴う損害賠償の範囲を、資金移動の費用と不適切な執行から生じた付随的費用および金利に限定し、損害発生の結果に対する賠償責任を除外した点、無権限取引に伴う損害の負担については、支払指図の認証に関し、銀行が合理的なセキュリティ手続きを講じていたときは、顧客がその無権限取引について

責任を負うとした点（任意規定）、といった点が挙げられる。

また、国際機関における対応をみると、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL：United Nations Commission on International Trade Law）において、1980年代の初めよりEFTに関する検討が進められ、1984年にリーガル・ガイドがまとめられたのに続き、1992年にはモデル法が採択されている。後者は具体的には、国際的な資金取引を念頭に置いたもので、ホールセール、リテール双方の取引が対象となる。国際法的な効力としては、モデル法の採用国がその通りの内容の国内法を制定する義務を負う条約とは異なり、各国において、自国の事情に合わせた修正を適宜実施することができる、という性格のものである。

内容的には、上述のアメリカの統一商事法典第4編A（UCC 4 A）にほぼ準拠する形となっており、具体的には、「マネー・バック・ギャランティー」（図表6、ただし、仕向銀行の返還義務の範囲に利息も含まれる点はUCC 4 Aとは異なる）の考え方が採り入れられた点にそれが最も顕著に表れている。これは、同国内のFedwire（わが国の日銀ネットに相当）やCHIPS（同外為円決済に相当）といった大口資金決済システムに適用されるUCC 4 AがUNCITRALのモデル法に先立って採択されていた状況下で、その内容の法的な有効性を国際的な資金取引にも拡張

（図表6）UNCITRALモデル法における「マネー・バック・ギャランティー」の内容

第14条（払戻義務）

- (1) 振込が完了していないときは、仕向銀行は振込依頼人に対し、同人から受けた支払および支払の日から払戻の日までの間の利息を払い戻す義務を負う。仕向銀行およびそれより後の各受信銀行は、自らの受信銀行から、これに支払った資金および支払の日から払戻の日までの間の利息を回復することができる。
- (2) 第1項の規定は、思慮分別のある銀行であれば、その振込に伴う著しい危険のゆえに、当該支払指図を承諾しなかったであろうという場合を除き、合意により変更することはできない。
- (3) 受信銀行は、振込の実施に当たり利用することを指示された仲介銀行が支払を停止し、または法律により払戻をすることを妨げられたため、自らが払戻を受けられないときは、第1項による払戻をする義務を負わない。受信銀行は、同種の事例においてそのような指示を組織的に要求していないことを証明しない限り、その仲介銀行の利用を指示されたものとはみなされない。最初にその仲介銀行の利用を指示した送信人は、当該仲介銀行から払戻を受ける権利を有する。
- (4) 銀行が、自己の送信人に払戻をする義務を負う場合において、それより前の送信人に直接払戻をしたときは、銀行はその限度で義務を免れる。当該送信人より後の全ての銀行も、同じ限度で義務を免れる。
- (5) 本条による払戻を受ける権利を有する振込依頼人は、払戻義務を負ういかなる銀行からも、その銀行がそれまで払戻をしていない限度で、返還を受けることができる。払戻義務を負う銀行は、振込依頼人に直接払戻をした限度で、義務を免れる。同様の義務を負う他の全ての銀行も、同じ限度で義務を免れる。
- (6) 第4項および第5項の規定は、ある銀行の、合意または資金移動システムの規則に基づく権利義務に影響を与えるときは、その銀行には適用しない。

（原資料）UNCITRAL Model Law on International Credit Transfers(1992).

（資料）岩原紳作、藤下 健（1992）.

したいとのアメリカの意向が強く反映されたものとみることができよう。

なお、振込未完了の際に仕向銀行に資金返還義務を負わせる「マネー・バック・ギャランティー」の考え方は、いわゆる「ネットワーク責任論」（図表7）の考え方に基づくものである。これはそもそも、ネットワーク全

(図表7) UNCITRALリーガル・ガイド草案における「ネットワーク責任論」の根拠

銀行間の通信手段も仲介銀行も振込依頼人が指示するのではなく、適切なチャネルの選択は仕向銀行の裁量に任されていること。

EFTシステムの外にいて仕向銀行とのみ継続的関係にある振込依頼人には、事故の原因を探ることが困難で、取引に携わった誰に原因があるのか調べることが大変難しいこと。

過失ある当事者が見つかったとしても、それが遠隔地にあるときは責任を追及するのもにも困難と費用が伴うこと。

仕向銀行は、後続の送金過程について責任を負わされても、過失ある仲介銀行等仲介者から求償を求めるのにより良い立場にあること。

(原資料) UNCITRAL, A / CN, 9 / 250 / Add.4 (1984.4.19) para.58,59.

(資料) (財)金融情報システムセンター (1986).

体を統括する管理者が存在する場合に、当該管理者にデータの消滅等に係る責任を負わせる考え方である。UNCITRALリーガル・ガイドの中においては、電子資金取引における、事故・障害により損害が生じた場合の当事者間の責任配分を検討する際にも、振込依頼人が当然抱くであろう期待の内容やその保護の必要性を勘案すると、その抛り所となり得る一つの考え方であるとされており、具体的には、仕向銀行を上述の管理者に見立てて、事故・障害等の際の一次的な責任を負わせるというものである。

(2) 電子マネーへの対応

次に、近年発展しつつある電子マネーへの主要国の対応をみてみよう。

まず、すでにみたように、既存の電子資金取引に関する法制度が整備されているアメリカにおいては、これまでのところ、いわゆる

ICカード型の電子マネー (Electronic Stored Value Products、以下ESVPと略称) について、連邦EFT法を適用すべきかどうか、という検討がなされている。

同国においては、連邦EFT法を施行するいわば下位法令として、「レギュレーションE」が存在するが、レギュレーションEのカバー範囲を新しいEFTサービスに広げる規制を実施し、また、同法の目的を達成しその遵守を促すために必要ないし適当な調整や除外を設ける権限が、同法により連邦準備制度理事会 (FRB) に与えられている。FRBは、96年4月に、レギュレーションEの一部の条項を、一定のタイプのESVPに適用する旨の提案を行ったほか、その後米議会に対して提出した報告 (FRB<1997>) においても、レギュレーションEのESVPへの完全適用に関する消極的な考え方を示している (図表8)。

なお、いわゆるネットワーク型の電子マネーに関しては、同国の場合、法典の文言からしてUCC 4 Aの対象となるケースが出てくるように見受けられるが、その根幹をなす「マネー・バック・ギャランティー」の考え方が、上述の「ネットワーク責任論」に立脚するものであることを考えると、これをオープン・ネットワーク型 (ネットワーク全体を統括する管理者は不存在) の電子マネーにまで直接適用することには無理があるようにも考えられる (詳細後述)。しかしながら、こうした点に関する検討は、同国においてもま

(図表8) 連邦EFT法のICカード型電子マネーへの適用に関するFRBの考え方の要点

レギュレーションEを実施するに当たっては、FRBは、消費者保護を実施することによって消費者が得られる利益(a)と、そのために消費者や金融機関に対して課されるコンプライアンス・コスト(b)を比較衡量したうえで、実際の範囲において、(a)が(b)を上回っていることを示す必要がある。しかしながら、ESVPに関する今日までの限られた経験からすれば、(a)が(b)をどの程度上回るかを評価することは難しい。

レギュレーションEのESVPへの選択的な適用のアプローチとして、具体的には、(1)製品の特徴に関する情報の初期の開示のみ要求、(2)レギュレーションEのうちの核心的な部分の条項の部分集合を、全てのESVPに一律に適用、(3)個々のESVPの用法や特徴を基にして、レギュレーションEの一部の条項を、製品毎に変化させて適用、(4)規制上の要請を遵守するうえでの基礎的な技術上の能力を基にして、レギュレーションEの一部の条項を、製品毎に変化させて適用、といった選択肢がある。これらのいずれの場合についても、ESVPに対して一般的に機会コストを上昇させるとみられるほか、一部のESVPについては、相当な運営コストをおそらく課することになる。機会コストが最小で、新技術の発展を最も阻害しにくいアプローチは(1)であるが、これさえ、代替的な製品のコストに異なる影響を及ぼすことにより、市場のもたらす結果を歪める可能性がある。

最終的に規制が望ましいと決定されたとして、ESVPに対する早期の規制は、遅れて規制に踏み切るよりも、規模の経済や、規制改定のコスト、あり得べき機会費用といった理由から、規制上のコストが高くつき得る。しかしながら、早期の規制には、標準化を促進し、新製品や技術に関する規制の適用可能性に関する不確実性を除去することにより、ESVPの発展のテンポを速めるという潜在的な可能性もある。

ESVPに対する規制が望ましいと決定されたとしても、EFT法の下ですべてのESVPを規制するには法的な制約がある。EFT法の文言およびその立法上の経緯から、一部のESVP(消費者の資産勘定からのEFTを含むもの)に対するレギュレーションEの適用は明らかに認められているものの、残りのESVPについては認められてはいないのである。こうした法律上の区別によって似たような製品に対して異なる規制上の扱いがなされる限り、ESVPの支払のオプションとしての発展には相当重大な影響が及び得よう。

(資料)FRB(1997)。訳は筆者。

だなされていないようである。

このほか、EUにおいては、すでにみたとおり、欧州委員会が、1997年7月に発表した「電子的支払手段による取引における発行者と保有者の関係に関する勧告」において、既存の電子的取引手段と電子マネー(いわゆるICカード型とネットワーク型の双方)を包括

的に対象とする形でのガイドラインを提示している。ただし、狭義の電子マネー(保有者の口座にリモート・アクセスして価値を充填しないし払い戻すいわゆるデビット機能は除く)には、既述の「150ECU・ルール」等の適用がないことに注意すべきである。

(注7)法律行為については、原則として当事者の意図した通りの効力が認められる(「法律行為自由の原則」)が、国家・社会上の目的からみて望ましくない法律行為には法は効力を与えずこれを無効とする。このような限界を形作るものの一つが「強行規定」で(他に公序良俗に反する事項を目的とする法律行為を無効とする一般条項<民法90条>が存在)、当事者の意思に左右されずに適用される法規であり、公の秩序が具体化された規定とみることができる。これに対するものが「任意規定」であり、当事者の意思が表示されていないか、または不明確な場合に備えて、法が、紛争解決の拠り所となる規定をおいたもので、公の秩序に関しない規定であるが、任意規定と異なる意思表示は任意規定に優先する、というものである。

また、「付合契約」とは、資本と企業の集中化が進むもとの、契約の一方の当事者があらかじめ決定した契約条項に他の当事者が事実上包括的に承認せざるを得ないような種類の契約をいう。実際には、一方の当事者によって定められた特定の定型的約款により、機械的、一律的に行われる。

3. 既存の電子資金取引に対するわが国の対応と問題点

わが国の場合、1970～80年代から、金融取引の電子化が進展しており、80年代後半には、すでにみたようなアメリカや国連における動きを受け、EFT法制整備の気運も高まったことから、大蔵省の金融制度調査会においてそのための専門委員会が設けられ検討されたものの、具体的な立法化については、最終的

に関係者間での意見の一致がみられず、見送られたまま現在に至っている、という経緯をたどっている。

もっとも、こうした議論の進展を受けて、この時点でのわが国における決済機能の事実上の主たる担い手である銀行業界（全銀協）により、付合契約としての約款（「振込規定ひな形」、「カード規定試案」、「EB規定試案」）の整備が図られ、現在に至っている（図表9）。以下では、これらの内容を中心に、既存の電子資金取引に対するわが国のこれまでの対応を、消費者保護と事故・障害等の際の損失の配分の側面に分けてみてみよう。

(1) 消費者保護

消費者保護の側面からは、無権限取引が発生した際の扱いがどのようになされているかが最大の問題と言えるほか、取引条件の開示や取引記録の交付等の面でどの程度の保護が図られているか、といった点も問題となる。

前者の点に関する全銀協の対応をみると、「カード規定試案」、「EB規定試案」に該当規定があるが（図表9）いずれも、金融機関側が暗証番号等を確認して取り扱った以上は、カードまたは暗証番号等につき、偽造、変造、その他の不正使用があったとしても、そのために生じた損害について、金融機関側は責任を負わない、という免責規定となっている（注8）。ただし、「カード規定試案」については、偽造カードによる払い戻しで、カード

および暗証の管理について預金者に責任がないことを金融機関が確認できた場合（注9）は、上述の免責規定は適用されず、銀行が損失を負担することになっており、消費者保護の面からは、94年のカード規定試案の改正段階で一定の前進がみられる。しかし、諸外国においてみられる「50ドル・ルール」の採用はなされていない。

この点で注目されるのは、わが国におけるクレジット・カード業界の対応である。クレジット・カードの紛失、盗難により無権限使用がなされた場合、その損害の責任は原則として利用者にあるが、紛失・盗難の通知受理の日から60日前以降に生じた損害は、利用者の重過失や利用者の関係者による不正使用による場合を除き、カード会社が負担することになっている（ただし、その要件の詳細な規定はカード会社によって区々。その一例として図表10参照）。社団法人日本クレジット産業協会に聴取したところによれば、これらの無権限使用による損失をカード会社が負担するに当たっては、カード会社自身の経費として対応する、カード会社が保険をかけることにより対応する、という2通りの方法が実際にあり、そのいずれによるかは各カード会社自身の判断によっているとのことである。このようにみると、わが国の場合、無権限使用の際の対応という面では、キャッシュ・カードの場合よりもクレジット・カードの方が消費者が手厚く保護されており、しかも後者

(図表9) EFT法制整備をめぐる主な論点とわが国における対応

主な論点	全銀協における対応(*1)		
	振込規定ひな形(1994年制定)	カード規定試案(1994年改正)	EB規定試案(*2,1996年制定)
1. 対象範囲(*3)	ホールセール・リテール(紙ベースの取引を含む)、「振込」のみ対象。「振替」は含まず。国内の資金取引 [第1条]	ホールセール・リテール(紙ベースの取引を含まず)、「預金の預け入れ」「預金の払い戻し」「振込」ほか。 [第1条]	ホールセール・リテール(紙ベースの取引を含まず)、「振込」のみ対象。「振替」は含まず(*4)。 [第1条]
2. 法的効力の程度(*5)	付合契約	付合契約	付合契約
3. 当事者間の権利義務関係			
契約の成立時期	仕向銀行が依頼内容を確認し承諾し、振込資金等を受領した時点 [第3条]	規定なし	金融機関が、受信した暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点 [第3条]
4. 支払指図の撤回等			
瑕疵ある意思表示、行為無能力	規定なし	規定なし	規定なし
撤回、取消の時期	「依頼内容の変更」「組戻し」として規定。いずれも、被仕向銀行がすでに振込通知を受信している際は不可能な場合あり [第7、8条]	規定なし	振込規定ひな形に同じ [第5条]
5. 無権限取引			
免責規定	規定なし	カードまたは暗証の偽造、変造、盗用その他の事故があっても、金融機関(振込の場合の仕向銀行および被仕向銀行)は、暗証を確認して払い戻しに応じたうえは、その損害の責任を負わず。ただし、偽造カードによる払い戻しで、カード及び暗証の管理について預金者に責任がないことを金融機関が確認できた場合はこの限りでない [第10条]	金融機関が暗証番号の一致を確認して取り扱ってれば、暗証番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、金融機関は責任を負わない [第3条]
50ドル・ルール導入問題	規定なし	規定なし	規定なし
6. 事故・障害により損害が生じた場合の当事者間の責任関係			
仕向銀行の責任	以下の理由による振込金の入金不能、入金遅延等により生じた損害に対し、仕向銀行は責任を負わず [第11条] 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。仕向銀行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。仕向銀行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。	--	振込規定ひな形に同じ [第10条]
被仕向銀行の責任	規定なし	--	規定なし
通信業者の責任	規定なし	規定なし	規定なし
損害賠償の範囲	規定なし	規定なし	規定なし
7. 証拠等			
立証責任	規定なし	規定なし	規定なし
8. その他の検討事項			
消費者保護	振込記録の交付を規定 [第3条]	規定なし	依頼内容確定通知[第3条]、取引内容の確認[第8条]を規定。

(資料) 全国銀行協会連合会(1994a、1994b、1996)等を参考に日本総合研究所作成。

(注*1) 各銀行によって取扱が異なるとみられる事項については、アンダー・ラインを付してある。

(注*2) 正式名称は、「パソコン等の端末機を使用した依頼にもとづく振込・振替取引に関する規定試案」。

(注*3) 「振込」、「振替」の定義については、本文注1参照。

(注*4) 本試案における「振替」は、本稿における定義(本文注1)とは異なり、「支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合」の意味。

(注*5) 「付合契約」の意味については、本文注7参照。

(図表10) クレジット・カードの紛失・盗難にかかるカード会社の会員規約の例(住友カード会員規約)

第15条(紛失・盗難) 1. カードまたはチケットが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は、そのカードまたはチケット利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。2. 会員は、カードまたはチケットが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。

第16条(住友カード会員保障制度) 1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にカードまたはチケットを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届け出がなされたときは、これによって会員が被るカードまたはチケットの不正利用による損害をてん補します。2. 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。(1)会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害(2)損害の発生が保障期間外の場合(3)会員の家族・同居人・カードまたはチケットの受領の代理人による不正利用に起因する場合(4)会員が本条4項の義務を怠った場合(5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合(6)カード利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合(7)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害(9)その他本規約に違反する使用に起因する損害 4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

(資料)(株)住友クレジットサービス。

の保護のレベルは、欧米諸国におけるいわゆる「50ドル・ルール」よりも高いものとなっていることがみてとれよう(注10)。

なお、このほか、取引条件の開示や取引記録の交付等に関する全銀協の対応をみると(図表9)、「振込規定ひな形」において、振込記録の顧客への交付が規定されているほか、「EB規定試案」においても、依頼内容確定通知の送信や取引内容の事後的な照会の方法、取引明細の定期報告通知の発信が規定されているが、アメリカにおいてみられるエラー解決手続等に関する規定はみられない。

(2)事故・障害等の際の損失の配分

次に、事故・障害等の際の損失の配分に関する全銀協の対応をみてみよう(図表9)。この点に関しては、「振込規定ひな形」と「EB規定試案」に該当規定があるが、両者の文言は全く同一であり、具体的には、仕向銀行にかなり包括的な形での免責を認める規定となっている。すなわち、仕向銀行は、災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき、

仕向銀行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき、仕向銀行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったときには、振込金の入金不能、入金遅延等により生じた損害に対し、責任を負わず、こうした際の損失は顧客側に転嫁されることになっている。これらのうち、 のケースは確かに仕向銀行が免責とされてもやむを得ないと考えられるものの、 のケースについても免責とされていることからすると、わが国の全銀協における従来の対応としては、これまでのところ、アメリカのUCC 4 Aや国連のUNCITRALにおける「マネー・バック・ギャランティー」制度の背景となっている「ネットワーク責任論」の考え方は採用されるに至っていないことがわかる。

上記のケースに関して、従来このような対応が採られている背景をさらにやや詳しく

みてみよう。仕向銀行や金融機関の共同システムの運営体自身の端末機やコンピュータの障害のケースに関しては、責任を追及する対象としては、仕向銀行が全銀協しかない中で、かなり包括的な免責規定がなされている、ということになるが、通信回線の障害に関して

は、その提供者である電気通信事業者の損害賠償責任の問題が関連しているといえる。すなわち、わが国においては、従来から、回線提供者は、その約款で、サービスの不提供に伴う損害についての賠償範囲に一定の限度を設けており、換言すれば、通信回線の切断等

(図表11) 現行「電話サービス契約約款」の内容

(1996年10月1日実施)

<p>第1章 総則</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条及び同法第31条の2の規定に基づき、この電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより電話サービス(当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。</p> <p>2 前項のほか、当社は、電話サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>第11章 損害賠償</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第127条 当社は、電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その電話サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。</p> <p>(1) 料金表第1表第1(基本料金)に規定する料金</p> <p>(2) 料金表第1表第2(通話に関する料金)に規定する料金(第4号に規定する料金を除きます。)のうち接続付加料金以外の料金(電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均的通話に関する料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p> <p>(3) 料金表第1表第2に規定する接続付加料金</p> <p>(4) 相互接続通話に係る当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通話に関する料金(当社又はその通話に係る協定事業者の課金資料に基づき、第2号の場合と同様の方法により算出します。)</p> <p>3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第108条(基本料金の計算方法)第3項及び第117条(端数処理)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により電話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(免責)</p> <p>第128条 当社は、加入電話に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。</p> <p>2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p>ただし、別表1又は別表2の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p>
--

(資料) NTT.

の際にもかなり大幅な免責が認められている。NTTの場合、この点は具体的には、「電話サービス契約約款」(図表11)の中に定められているが、その規定内容(回線提供者が損害賠償責任を負うのは、回線の使用不可能状態が一定時間継続した場合に限り、かつその責任を負う範囲は回線の使用不可能時間に係る基本料金ないし従量料金を限度とするというもの)の有効性が判例(世田谷通信ケーブル火災損害賠償請求訴訟控訴審判決<東京高裁平成2年7月12日>)によっても支持されているために、電話のみならず、他の通信サービスの提供においても現実にはこの考え方が

踏襲されている。そして、全銀システムにおける回線提供者であるNTTデータ通信と全銀協との間においても、「データ通信サービス契約約款」(図表12)が適用され、NTTデータ通信側に大幅な免責が認められ、こうしたケースにおいて全銀協側からNTTデータ通信に対して回線の使用料金以上には求償できなくなっていることが、ひいては全銀協の「振込規定ひな形」や「EB規定試案」において、銀行サイドの大幅な免責が規定されている一つの背景となっているものと考えられる。ここで、電気通信事業者の損害賠償責任の問題に関して、上述のような考え方が採られ

(図表12)「データ通信サービス契約約款」の内容(各種システムサービス編、全銀システムに適用)

(1997年12月1日現行)

<p>第1章 契約約款の適用等</p> <p>〔契約約款の適用〕</p> <p>第1条 当社は、契約者にデータ通信サービスを提供するため、電気通信事業法(以下「事業法」といいます。)の規定に基づき、このデータ通信サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)を定め、契約者は、契約約款の本編により各種システムサービスを利用していただきます。</p> <p>〔契約約款の変更〕</p> <p>第2条 当社は、契約約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。</p> <p>第2章 契約等</p> <p>〔利用時間〕</p> <p>第10条 各種システムサービスの利用時間は、利用契約において定めるものとします。</p> <p>第12章 損害賠償</p> <p>〔責任の制限〕</p> <p>第56条 当社は、各種システムサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その各種システムサービスが全く利用できない状態(その利用契約に係る各種システムサービスの利用に関し、著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1日の利用時間(「1日の利用時間」とは、本編第10条〔利用時間〕において定める利用時間をいいます。以下本条において同じとします。)の全部についてその状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、各種システムサービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の1日の利用時間の全部について、各種システムサービスが利用できなかった日数に対応するその各種システムサービスに係る次の料金等の合計額を発生した損</p>	<p>害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 月額又は日額で定める料金</p> <p>(2) 使用量に応じて定める料金(各種システムサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日平均の使用量(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した使用量)に、利用できない状態が連続した期間の初日に適用される使用量に応じて定める料金を乗じて算出します。)</p> <p>(3) 第1号及び第2号の料金に係る消費税及び地方消費税相当額</p> <p>3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、本編第52条〔月額料金の日割〕第2項及び第53条〔端数整理〕の規定に準じた扱いを、消費税及び地方消費税相当額の算定に当たっては、第53条〔端数整理〕の規定に準じた扱いをします。</p> <p>4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により各種システムサービスの提供をしなかったときは、第2項及び第3項の規定は適用しないものとします。</p> <p>5 電気通信事業者の責めに帰すべき理由により、各種システムサービスを提供できなかったため、当該契約者に損害が発生した場合は、当社は、第2項の限度額の範囲でかつ当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額の総額の範囲内で当社が定める方法により算出した額を限度として賠償します。</p> <p>〔免責〕</p> <p>第57条 当社は、データ通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。</p> <p>2 当社が契約者電気通信設備の接続に関する技術的事項の変更を行ったため、現に回線等に接続されている契約者電気通信設備の改造又は変更が必要となったときは、当社は、その変更に係る契約者電気通信設備の機能の改造又は変更に必要な費用以外の費用については、負担しないものとします。</p> <p>3 天災、事変その他不可抗力により、各種システムサービスを提供できなかった場合、当社は、一切その責を負わないものとします。</p>
---	---

(資料) NTTデータ通信.

ている背景をみてみよう。

そもそも、民法上損害賠償が必要とされるのは、債務不履行責任または不法行為責任を負う場合等である。債務不履行の場合には責に帰すべき事由の存在が、不法行為責任の場合は故意または過失の存在がその要件となっているが、債務不履行の場合においては、責に帰すべき事由がないことの立証責任は債務者側にあると解されている。損害賠償の範囲は、通常損害および予見可能性のある特別損害である。債務不履行責任に基づく損害賠償については、契約等による特段の合意（例えば上記約款等）が可能である（「契約自由の原則」）が、公序良俗違反等の民法の一般の原則により修正される可能性（すなわちいかに当事者間で結ばれた契約といえども、その内容が公序良俗に反するとみなされれば、法によって無効とされることもあり得るということ）がある。

ちなみに上述の世田谷通信ケーブル火災事故に関する損害賠償請求訴訟に際して、その控訴審判決は、以下のような考え方を示している。すなわち、この世田谷通信ケーブル火災事故とは、NTT民営化前の旧電電公社時代の1984年11月16日、世田谷電話局管内の通信用ケーブル専用溝（洞道）内で火災が発生して電話ケーブルが焼損し、同局内の加入電話回線が最長10日間不通になったほか、銀行のオンライン・システムの稼働にも、三菱銀行（当時）を中心に、10日間近くの間支障が

生じたというものであるが、本訴訟では、この事故に際して、地元の商店主等が売上減少の営業損害等、総額4,700万円の損害賠償を請求し、電気通信サービスの不提供によって受ける利用者に対する損害賠償額の上限を定めた旧公衆電気通信法109条が民法709条の不法行為規定等に優先するかどうか争われた。本判決においては、損害賠償額の上限を一律に基本料金の5倍とする旧公衆電気通信法の規定は民法等に優先して排他的に適用される、との結論が採用され、その理由としては、以下の点が挙げられた。すなわち、全ての損害賠償に応じるとすると、公社の財政的負担が極端に重くならざるを得ず、また、損害額を事前に全体的確に評価して料金に反映することは困難であり、反映したとしても一部利用者の損害補填のために一般利用者に高額の料金を負担させることとなること、のような負担が課された場合、可能な限り低廉な料金により良質な電気通信役務を提供するという公社の責務を果たし得ないこと、多数の利用者を相手とする事業の性格上損害賠償事務の一律公平な処理の要請が強いこと、の3点である。

なお、本判決に先立って発表されている郵政省の研究会の報告書においても、電気通信事業者に、事故等の際に大幅な免責を認めることの根拠として、上記判決とほぼ同様の考え方が示されている（図表13、注11）。

(図表13) 郵政省の調査研究会における、電気通信事業における損害賠償制度に関する提言

通信事業者が利用契約上負っている義務に関する考え方、通信事業者の健全な経営、電気通信料金に対する社会的要請等の点を考慮すると、行政が通信事業者に対して逸失利益等の間接損害部分について賠償を義務づけることは妥当ではなく、直接損害部分を限度とした限定損害賠償制度を採ることも妥当な措置であること。

ただし、債務不履行の原因が事業者の故意または重大失による場合まで賠償額を限定することは妥当ではなく、民法原則によるべきであること(現行の考え方では、故意、重大失の場合の責任制限は効力を生じないと解されている)。

賠償水準は直接損害としての代替通信費用を賄ううえからも、当該通信を行った場合に必要通信料金と同額の賠償額であることが望ましく、損害の算定基礎も基本料金ではなく使用料金とすることがより妥当であること。

通信役務の不完全提供の損害賠償についても、原因の立証困難性や、利用者自身による自己防衛措置も可能であることから、当面、免責期間を設けて役務不提供的場合と同様の賠償を行うこともやむを得ないこと。

一種事業者の相互接続の場合の賠償の在り方についても、各事業者が利用者に対して負っているそれぞれの役務提供範囲に対応して賠償責任を負うべきであること。

(原資料) 郵政省『電気通信事業における損害賠償制度の在り方に関する調査研究会報告書』、1986年3月。
 (資料) (財)金融情報システムセンター(1986)。

- (注8) ちなみに、この免責約款の有効性を争った最高裁判第二小法廷判決(1993 平成5 年7月19日)においては、その有効性が肯定され、金融機関側が勝訴している(金融財政事情研究会 1993)。
- (注9) 川田(1995)は、その典型例として、「たとえば犯人の逮捕に伴ってカード偽造の手口が判明したときなど」を挙げている。
- (注10) ちなみに、クレジット・カード業界の所管官庁である通商産業省(産業政策局取引信用室)に聴取したところによれば、クレジット・カードの無権限使用の際の消費者保護に関して、行政サイドからの指導等は過去全く存在せず、あくまで業界ないしカード会社各自の判断により、カード会員へのサービスの競争の一環としてこうした消費者保護が実施され、結果的に各社ほぼ横並びとなっている模様である。また、こうした無権限使用の際の消費者保護の規定は、クレジット・カードの会員規約のいわば「ひな形」とも言える「昭和59年改正割賦販売法に基づく標準約款及びモデル書面について」(昭和59年11月26日通商産業省産業政策局消費経済課長発社団法人

日本割賦協会会長宛)の中の規約の文言には含まれてはいない事実からすると、あくまでカード会社個々の判断として実施されているように見受けられる。

なお、無権限使用がなされた際の損害のレベルは、クレジット・カードの場合(カード会社が利用者に対して設定した利用限度額)とキャッシュ・カードの場合(預金残高)とで異なるため、消費者保護のレベルも異なってしかるべきである、との異論もあり得ようが、銀行の普通預金の引き出しに關しても、現在総合口座機能(普通預金の残高に加え、定期預金残高の一定割合をも当座貸越の形で引き出しが可能とする制度)が広く一般的に普及していることからすれば、無権限使用がなされた際のこの両者の損害のレベルは同列として消費者保護のあり方を論じてもよいのではないかと考えられる。

(注11) なお、欧米諸国におけるこの問題の取り扱い方に関して、直近の状況は必ずしも明らかではないものの、少なくとも1980年代後半時点では、軒並みわが国と同様の対応(電気通信事業者の責任制限を容認)がなされていたようである。すなわち、郵政省の本報告書の中にそうした記述がみられるほか、落合(1988)も「諸外国においても電気通信事業の保護政策は共通にみられることであって、完全な免責あるいは責任制限が認められている」としている。

4. わが国において今後望まれる対応

以上のように、わが国における、既存の電子資金取引に対する公共政策的な従来の対応をみると、消費者保護、事故・障害等の損失の配分、の両方の面において、個別立法による手当は存在しないほか、関係業界の約款等による対応をみても、その整備のレベルはアメリカをはじめとする諸外国に比べて低いことが明らかになった。

すでに述べたように、今後は、わが国においても、電子マネー等の登場を受けて、決済

機能の担い手やサービスの多様化の進展が見込まれ、それとともに個々の決済におけるリスクの顕現化（事故等による損失の発生）の可能性はさらに高まるものと考えられる。そうした状況下で「損失の公平かつ公正な分配」を実現すべく、今後の公共政策的な対応を検討するに当たっては、電子マネー等の新しいサービスや担い手を、わが国の既存の制度の枠組みの中でいかに位置づけるか、というアプローチよりはむしろ、既存の電子資金取引手段等への対応の見直し等も含める形での、決済のミクロ面への対応としての新たな制度の構築を図る、というアプローチの方が望ましいと考えられる。その際、公共政策運営の具体的な手法として、新たに構築する制度の全てを新規立法に依拠する必要は必ずしもなく、電子マネー等の発展途上にある手段に関しては、むしろ弾力的・機動的な対応が可能となる約款を用いる手法が有効な場合もあろう。しかしながら、決済のミクロ面に対する公共政策運営上の根幹として、その基本理念を示すような新規立法は必要なのではないだろうか。

(1)消費者保護

まず、消費者保護の側面においては、いわゆる「50ドル・ルール」の採用も含めて、無権限取引の際の保護を原則として手厚くすべきであることが挙げられる（注12）。すでにみたように、わが国においては、この面での

消費者保護は、とりわけキャッシュ・カードの場合は従来手薄であったのが事実である。この点に関して全銀協側は、「振込規定作成に当たっては、判例・通説の考え方および従来の実務慣行を極力尊重することとした。...従来の実務慣行はそれを否定しなければならないほど問題があったとは解されなかった...」（小笠原<1995>）としているが、キャッシュ・カードや、クレジット・カード関連の実際の犯罪件数をみると（図表14）、こうした認識には議論の余地があるように思われる。わが国においても、クレジット・カードに関しては、こうした消費者保護面での対応がすでに可能となっていることに鑑みれば、他の決済手段に関しても、原則として同様の保護を実施し、具体的には、こうした消費者保護のための保険等によるコストは、利用手数料に反映させる方向の政策運営が望ましいと考えられる。そのうえで、電子マネー等の発展途上にある決済手段に関しては、とりわ

（図表14）わが国におけるキャッシュ・カード、クレジット・カード犯罪件数等の推移

	1992年	93年	94年	95年	96年
（件、人）					
＜キャッシュ・カード＞					
認知件数	1,303	1,314	1,291	1,514	1,408
検挙件数	1,177	923	877	948	845
検挙人員	562	495	460	503	437
＜クレジット・カード＞					
認知件数	9,596	7,056	7,173	4,951	4,282
検挙件数	10,205	7,216	6,998	5,061	4,070
検挙人員	739	763	730	618	505

（原資料）警察庁刑事局。

（資料）（財）金融情報システムセンター（1997）。

け初期の段階においては、利用手数料を低めに設定する代わりに、消費者保護のレベルを下げる決済サービスの存在をも認め、合わせてそうした情報の消費者への事前開示の徹底等によって対応することが望ましいと考えられる。

このほか、取引条件の事前開示やエラー解決手続の明確化、取引記録の交付等の面でも、サービス提供者側に最低限の義務を課すことが望ましいと考えられる。

(2) 事故・障害等の際の損失の配分

また、事故・障害等の際の損失の配分に関しては、既存の電子資金取引手段をも含めたベースでの、新たなルールを全面的に検討することが必要であると考えられる。

すなわち、わが国においては従来、既存の電子資金取引手段（銀行預金を用いる、全銀システム経由での振込・振替等）に関しては、電気通信事業の独占・寡占体制の下、事故・障害等の際の電気通信事業者に対する損害賠償責任の大幅な免責が認められるという状況下で、全銀協の規定上は、こうした際の損失の負担はかなり包括的な形で顧客側に転嫁される形になっている。もっとも実際には、銀行業界側が、上述の世田谷ケーブル火災事件を教訓に、決済システムの完全二重化（全銀協および各行ベースにおいて、ホストコンピューターを東京と大阪の2拠点体制とし、かつ全ての回線を二重化）という相当な投資コ

ストを負担して、回線事故等による損失の発生を抑制しているのが事実である。全銀協の全銀センターに聴取したところによれば、日々の全銀システム運営上、不測の事故や電話工事等によって、回線が切断されることはそれほど稀なことでもなく、上述のようなシステム・回線の完全二重化によって、84年の世田谷ケーブル火災事件以降は、全銀協レベルでオンライン・システムの稼働に支障が出るような事態は日々何とか回避し得ているとのことである。すなわち、現在わが国の資金決済の大宗を担い、全ての経済活動遂行上不可欠の役割を果たしている全銀システムの場合は、事故・障害等の際の損失の負担に関して、回線提供者には大幅な免責が認められている状況下で、約款上はかなり包括的な形で損失負担を顧客に転嫁しているものの、実際には決済システム整備上、完全二重化という相当な投資コストを負担して、損失の発生そのものを抑制することにより、上述のような顧客負担が実際のものとなる可能性を極めて低い（ほぼゼロに近い）レベルに抑える、という対応がこれまでなされてきたと言えるであろう。しかし、こうしたアプローチは、そもそも決済サービスの提供主体である銀行に対して、競争制限的な事前的規制が厚くかけられてきたからこそ可能であったものであるとは言えないだろうか。

すでにみたように、今後はわが国においても、金融業に対する事前的・競争制限的規制

の役割のウエートが大幅に後退するも、決済機能の担い手やサービスの多様化が進む潮流にあることはまず間違いない。そうした状況下で、従来の全銀システムと同様の対応（相当な投資負担を被ることにより、決済業務遂行上の過程における損失の発生をきわめて低い確率に抑制すること）を他の担い手やサービスに対しても期待することは無理であろう。新たな決済の担い手、サービスに対しては、こうしたリスクに対しては保険等により対応させ（注13）、そのコストは利用手数料に転嫁させる、ないし、こうしたリスクへの対応のレベルを下げるサービスを容認する場合には、その点の顧客への事前の情報開示を義務づける、といった対応が必要になってくるものと考えられる。そして合わせて、全体的な公共政策運営としては、事故・障害等により損失が発生した場合の負担配分に関する、包括的な新たなルールを策定しておくことが必要であろう。

なお、その際には、以下の2点に関しても合わせて考慮することが必要であろう。すなわち、まず第1には、電気通信事業者に対して大幅な責任制限を容認することが果たして今後も妥当であるかという点である。これらの事業者に対して、全面的な結果責任を負わせるのが無理な点は、事前予測可能性の問題等から今後もやむをえないと考えられるとしても、電気通信事業の担い手自体も今日多様化が進んでいる点を勘案すれば、従来のこれ

らの業者の責任負担の考え方（回線提供者が損害賠償責任を負うのは、回線の使用不可能状態が一定時間継続した場合に限り、かつその責任を負う範囲は回線の使用不可能時間に係る基本料金ないし従量料金を限度とするというもの）そのものは、今後見直す必要があるのではないだろうか。

また、第2には、今後発展が予想されるネットワーク型の電子マネーにおいて用いられるであろうインターネット等のネットワークの特質の問題である。すなわち、インターネットは、グローバルなコンピュータ・ネットワーク同士の相互接続の連続によって成り立っており、その流通過程全体を掌握・管理する主体が存在しないという点が従来のネットワークと決定的に異なる特質を有している。したがって、既述のような「ネットワーク責任論」の考え方は、ネットワーク全体を統括する管理者が存在することを前提とするものであるため、こうしたシステムに対してストレートに適用することは難しいといえよう。しかしながら、インターネットのようなタイプのネットワークを用いて決済サービスが提供される場合、「損失の公平かつ公正な分配の必要性」の観点に鑑みれば、決済サービスの直接の提供者のみならず、インターネット・サービスのいわゆる「プロバイダー」や、プロバイダーに通信回線を提供するいわゆる「キャリア」等をも含めた関係当事者間での損失の配分ルールを、その関与の度合いに応

じて事前に明確化しておくことが、従来のネットワークの場合以上に重要になってくるものと考えられる。

(注12) ちなみに、大蔵省の電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会により今般(98年6月17日)発表された報告書においては、「このような利用者と決済サービス提供者との責任分担等に関する特別のルール(引用者注:「50ドル・ルール」の意味)については、個別取引の記録が預金者に交付されることを前提とした米国型の法規制は、通帳を利用する我が国の銀行取引には直ちに導入し得ないこと等、決済分野での我が国特有の慣行を踏まえ、実務上も十分に検討することが必要である」とされているが、個別取引の記録が通帳に記帳されるというわが国の実務慣行が、「50ドル・ルール」の導入に当たって決定的な障害となるとは考えにくく、同懇談会が示した考え方には議論の余地があると考えられる。

(注13) こうしたリスクに対する保険契約が成立するか、という点はまた別途問題となり得る。その意味では、資金決済システムそのものの実例ではないものの、大規模ネットワーク事故に伴う連鎖被害の保険処理の実例として、97年8月1日に東京証券取引所の株式売買システムが停止した事故に際して、証券会社数社が加入していた「ネットワーク中断保険(社外システムの中断による逸失営業利益等までカバーするもの)」が適用され、東京海上火災保険が支払に応じる意向であると報じられている(97年8月28日付日経流通新聞)点が注目される。

(98.7.7)

(E-mail:skawa@ird.jri.co.jp)

主要参考文献

- ・岩原紳作(1985a)「アメリカにおけるEFT法の発展 - コンピューターを用いた金融決済と法 - 」『八十年代商事法の諸相』有斐閣.
- ・ (1985b)「コンピューターを用いた金融決済と法 - アメリカ法、西ドイツ法を参考として - 」『金融法研究』創刊号、金融法学会.
- ・ (1988)「電子資金取引に関する法制整備の必要性と課題 - 金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会中間報告をめぐって - 」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1988年10月25日~1989年2月5日各号.
- ・ (1996)「電子資金移動(EFT)および振込・振替取引に関する立法の必要性」『ジュリスト』有斐閣、1996年2月1日~7月15日各号.
- ・岩原紳作、藤下 健(1992)『「国際振込に関するUNCITRALモデル法」の逐条解説』「金融法研究 資料編(8)・別冊」、金融法学会.
- ・内田 実(1992)「電気通信事業者の損害賠償責任」『コンピュータと法律(コンピュータ・サイエンス誌bit 1992年9月号別冊)』共立出版、1992年9月10日.
- ・小笠原浄二(1995)「振込規定ひな形制定・カード規定試案改正の経緯と概要」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日.
- ・翁 百合(1997)「金融監督政策の新潮流 - インセンティブ・コンパティブル・アプローチ、機能別アプローチ、市場規律主導型監督のあり方 - 」『Japan Research Review』(株)日本総合研究所、1997年6

- 月号 .
- ・ 落合誠一 (1988) 「電気通信事業者の損害賠償責任」『ジュリスト増刊 ネットワーク社会と法』有斐閣、1988年6月30日 .
 - ・ 小幡純子 (1991) 「世田谷通信ケーブル火災事件」『ジュリスト 平成2年度重要判例解説』有斐閣、1991年6月10日臨時増刊号 .
 - ・ 川田悦男 (1995) 「カード規定試案改正条項の逐条解説」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日 .
 - ・ (社)金融財政事情研究会 (1993) 「《判決特報》預金者以外の者が真正なキャッシュカードを使用し正しい暗証番号を入力して現金自動支払機から預金の払い戻しを受けた場合と免責約款による銀行の免責 (最二小判平5.7.19)」『金融法務事情』、1993年10月25日 .
 - ・ (財)金融情報システムセンター (1986) 『法律問題研究会報告書 - EFT (電子資金取引) における法律関係の明確化 - 』、1986年11月 .
 - ・ (1994a) 『図説 金融情報システム (改訂版)』財経詳報社 .
 - ・ (1994b) 「英国金融機関等の個人顧客取引に関する自主行動準則」『金融情報システム』、1994年7月 .
 - ・ (1997) 『金融情報システム白書 平成10年版』財経詳報社 .
 - ・ 金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会 (1988) 『電子資金取引について - 金融制度調査会専門委員会中間報告 - 』、1988年6月 .
 - ・ 金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会法制懇談会 (1994) 『電子資金取引に関する法制整備について』、1994年12月14日 .
 - ・ 国民生活審議会消費者政策部会 (1996) 『消費者取引の適正化に向けて』、1996年12月 .
 - ・ (1998) 『消費者契約法 (仮称) の具体的内容について - 国民生活審議会消費者政策部会中間報告 - 』、1998年1月 .
 - ・ 沢野直紀 (1985) 「エレクトロニック・バンキングと法的諸問題」『八十年代商法の諸相』有斐閣 .
 - ・ 住友信託銀行法務室 (1985) 「連邦EFT法・レギュレーションE全訳文 < 仮訳 > 」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1985年9月25日 .
 - ・ 全国銀行協会連合会 (1994a) 「振込規定ひな形の制定について」、1994年4月1日 (『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日)
 - ・ (1994b) 「カード規定試案の改正について」、1994年4月15日 (『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日)
 - ・ (1996) 「EB規定試案の作成について」、1996年4月12日 (『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1996年9月15日)

- ・電子マネー実現研究会(1998)「電子マネー実現に向けての法的検討」『NBL』商事法務研究会、1998年5月1日。
- ・日本銀行金融研究所(1995)『新版 わが国の金融制度』、1995年4月。
- ・(1997)『電子マネーの私法的側面に関する一考察 - 「電子マネーに関する勉強会」報告書 - 』、1997年4月。
- ・野村豊広(1993)「コンピュータを利用した銀行取引と銀行の免責約款 - 最二小判平5.7.19を中心に - 」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1993年10月25日。
- ・林 良平、後藤紀一、木南 敦、安永正昭(1985)「エレクトロニックバンキング化と資金移動 - そのシステムと問題の所在 - 」『金融法研究 資料編』第1号、金融法学会。
- ・(1986)「エレクトロニックバンキング化と資金移動 - そのシステムと問題の所在 - 」『金融法研究』第2号、金融法学会。
- ・廣瀬 茂(1996)「EB規定試案の作成」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1996年9月15日。
- ・堀内昭義(1994)「第1章 日本経済と金融規制 - 変遷と課題」『講座・公的規制と産業 金融』NTT出版。
- ・本田晃一(1995)「金融制度調査会エレクトロニックバンキング専門委員会法制懇談会報告の概要について」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日。
- ・前田 庸(1995)「電子資金取引に関する法制整備をめぐる諸問題」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日。
- ・松本貞夫(1995)「法制懇談会報告書と振込規定ひな形等について」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日。
- ・松本貞夫、小笠原浄二、川田悦男(1995)「振込規定ひな形の逐条解説」『金融法務事情』(社)金融財政事情研究会、1995年2月15日。
- ・森田宏樹(1997)「電子マネーと法的課題」『ジュリスト増刊 変革期のメディア』有斐閣。
- ・安永正昭、後藤紀一(1986)「エレクトロニックバンキング化における資金移動の法理」『金融法研究』第2号、金融法学会。
- ・郵政省(1998)『高度通信社会に向けた環境整備に関する研究会報告書』、1998年3月10日。
- ・Basle Committee on Banking Supervision(1997),“ Core Principles for Effective Banking Supervision”, September (邦訳:日本銀行『実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則』、1997年9月)。
- ・(1998), “ Risk Management for Electronic Banking and Electronic Money Activities”, March (邦訳:日本

- 銀行信用機構局『電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理』、1998年3月)。
- Board of Governors of the Federal Reserve System(1997), “ Report to the Congress on the Application of the Electronic Fund Transfer Act to Electronic Stored-Value Products ”, March.
 - Commission of the European Communities(1997), “ Boosting Consumers’ Confidence in Electronic Means of Payment in the Single Market ”, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Monetary Institute and the Economic and Social Committee, July 9 th, COM(97) 353 final.
 - The Congress of the United States Congressional Budget Office(1996), “ Emerging Electronic Methods for Making Retail Payments ”, June.
 - Corrigan, E. Gerald(1987), “ Financial Market Structure: A Longer View ”, January.
 - U.S.General Accounting Office(1997), “ Payments. Clearance. and Settlement A Guide to the Systems, Risks, and Issues ”, Report to the Chairman Committee on Banking and Financial Services House of Representatives, June.
 - Greenspan, Alan(1998), “ The Role of Capital in Optimal Banking Supervision and Regulation ”, Remarks before the Conference on Capital Regulation in the 21st Century, Federal Reserve Bank of New York, February 1998.
 - Group of Ten(1997), “ Electronic Money, Consumer protection, law enforcement, supervisory and cross border issues ”, Report of the working party on electronic money, April (邦訳：大蔵省国際金融局調査課、日本銀行信用機構局決済システム課『電子マネーについて - 消費者保護、法執行、監督、クロスボーダー問題 - 』、1997年4月)。
 - Litan, Robert E. and Rauch, Janathan (1997), “ American Finance for the 21st Century ”, The United States Department of the Treasury, November 17 (邦訳：小西龍治『21世紀の金融業 米国財務省リポート』東洋経済新報社、1998年)。
 - Meyer, Laurence H.(1997), Statement before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit of the Committee on Banking and Financial Services, U.S. House of Representatives, September 24.
 - (1998), “ Financial Globalization and

Efficient Banking Regulation ”, Remarks before the Annual Washington Conference of the Institute of International Bankers, March 2 .

- Schroeder, Frederick J.(1985), “ Compliance Costs and Consumer Benefits of the Electronic Fund Transfer Act: Recent Survey Evidence ”, Staff Studies No.143, Board of Governors of the Federal Reserve System, April.